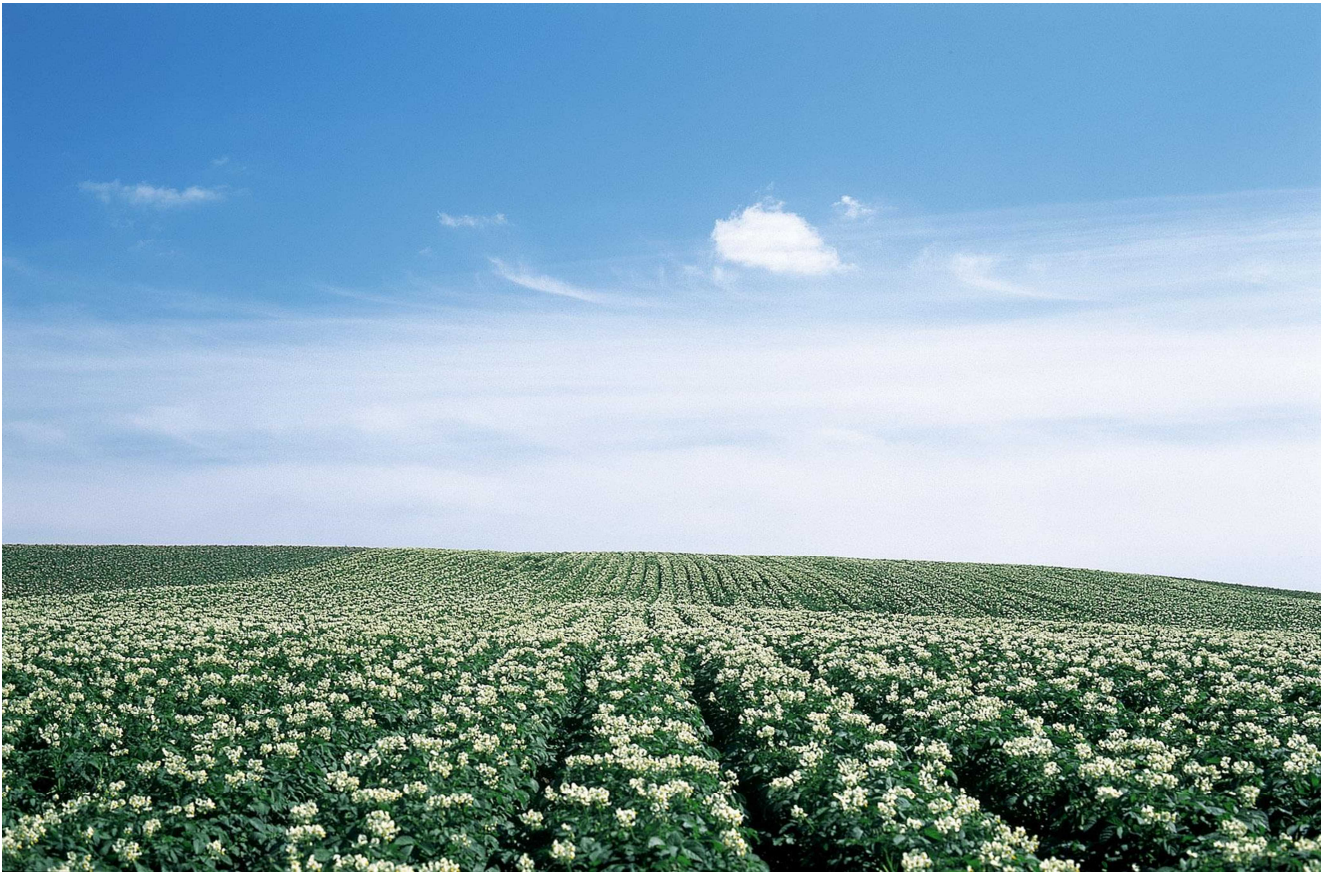




令和 8 年度  
名寄市農林業施策の概要



名寄市経済部  
名寄市農業委員会

# 目 次

## 1 農務課所管

- (1) 農政係・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 1 1
- (2) 農村振興係・・・・・・・・・・・・ P 1 2 ～ P 1 5
- (3) 畜産係・・・・・・・・・・・・ P 1 6 ～ P 1 7
- (4) 農業振興係・・・・・・・・・・・・ P 1 8 ～ P 1 9

## 2 耕地林務課所管

- (1) 林務係・・・・・・・・・・・・ P 2 0 ～ P 2 2
- (2) 耕地係・・・・・・・・・・・・ P 2 3

## 3 農業委員会所管・・・・・・・・・・・・ P 2 4 ～ P 2 5

1 農務課所管

(1) 農政係

項目	施策内容	8年度予算																																																
<p>経営所得安定対策事業</p> <p>(国費補助事業)</p>	<p>担い手農家の経営の安定に資するため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金の交付、食料自給率等の維持・向上および水田のフル活用を図る交付金の交付、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策等が経営所得安定対策として実施されています。</p> <p>令和7年度、名寄市においては「畑作物の直接支払交付金」、「水田活用の直接支払交付金」、その他関連事業合算して、約23.6億円の交付実績となりました。</p> <p>令和4年度以降、国は水田活用直接支払交付金に関して制度の見直しを行っており、「令和4年度から令和8年度までの5年間で一度も水張りをしていない水田は交付対象外とする」こととしています。</p> <p>なお、令和7・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付金の対象とする方針としています。</p> <p>水稲については、主食用米の生産の目安として14,211.9tの配分を受け、うるち米で1,713.5t、もち米で12,498.5tを生産の目安としました。作付面積に換算して2,360.8ha程度が見込まれます。なお、加工用米等も含めた水稲作付面積（水張り面積）は3,821.2haを予定しています。</p> <p><b>【令和8年産水稲作付見込】</b></p> <table border="1" data-bbox="331 947 1134 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>うるち米</th> <th>もち米</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食用米面積</td> <td>284.6 ha</td> <td>2,076.2 ha</td> <td>2,360.8 ha</td> </tr> <tr> <td>加工用米等面積</td> <td>106.6 ha</td> <td>1,353.8 ha</td> <td>1,460.4 ha</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>391.2 ha</td> <td>3,430 ha</td> <td>3,821.2 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【交付金の推移】</b> (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="331 1225 1094 1659"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5 実績</th> <th>R6 実績</th> <th>R7 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田活用の直接支払交付金</td> <td>1,741</td> <td>1,618</td> <td>1,588</td> </tr> <tr> <td>  戦略作物助成</td> <td>497</td> <td>632</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>  コメ新市場開拓等促進事業</td> <td>357</td> <td>317</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>  畑作物産地形成促進事業</td> <td>228</td> <td>25</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>  産地交付金（地域枠）</td> <td>259</td> <td>260</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>  産地交付金（道枠：加工用米、飼料用米）</td> <td>400</td> <td>384</td> <td>535</td> </tr> <tr> <td>畑作物の直接支払交付金（畑作物の所得補償交付金）</td> <td>848</td> <td>911</td> <td>771</td> </tr> </tbody> </table>		うるち米	もち米	合計	主食用米面積	284.6 ha	2,076.2 ha	2,360.8 ha	加工用米等面積	106.6 ha	1,353.8 ha	1,460.4 ha	小計	391.2 ha	3,430 ha	3,821.2 ha		R5 実績	R6 実績	R7 実績	水田活用の直接支払交付金	1,741	1,618	1,588	戦略作物助成	497	632	326	コメ新市場開拓等促進事業	357	317	329	畑作物産地形成促進事業	228	25	154	産地交付金（地域枠）	259	260	244	産地交付金（道枠：加工用米、飼料用米）	400	384	535	畑作物の直接支払交付金（畑作物の所得補償交付金）	848	911	771	<p>7,296千円</p>
	うるち米	もち米	合計																																															
主食用米面積	284.6 ha	2,076.2 ha	2,360.8 ha																																															
加工用米等面積	106.6 ha	1,353.8 ha	1,460.4 ha																																															
小計	391.2 ha	3,430 ha	3,821.2 ha																																															
	R5 実績	R6 実績	R7 実績																																															
水田活用の直接支払交付金	1,741	1,618	1,588																																															
戦略作物助成	497	632	326																																															
コメ新市場開拓等促進事業	357	317	329																																															
畑作物産地形成促進事業	228	25	154																																															
産地交付金（地域枠）	259	260	244																																															
産地交付金（道枠：加工用米、飼料用米）	400	384	535																																															
畑作物の直接支払交付金（畑作物の所得補償交付金）	848	911	771																																															
<p>人・農地問題解決加速化支援事業（地域計画）</p>	<p>持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、それぞれの集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「農業の将来の在り方」を明確化するとともに農地バンクを活用した農地の集積や担い手を明らかにすることで今後の効率的な農地利用を目標に、「地域計画」を更新するとともに、その充実を図ります。</p>	<p>—</p>																																																

項目	施策内容	8年度予算
優良馬鈴しよ採種事業	重点振興作物である馬鈴しよの品質、収量の向上を図ることを目的に、優良馬鈴しよの採種事業に取り組む団体に対し助成します。	600千円
有害鳥獣駆除対策事業	有害鳥獣による農業被害防止と生産意欲向上を目的として、関係機関および団体と連携して実施します。関連して、エゾシカ残滓の適切な処理の為、名寄市有害鳥獣焼却処理施設を稼働します。 アライグマでは、農村の各地域と連携する等して防除従事者の拡大と捕獲活動の推進を図ります。 ※うち名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会への助成9,350千円。	(※) 23,007千円
労働力確保対策事業	農業現場における労働力不足解消のため、市立大学と協働し、援農ボランティア事業等に取り組む団体に対して活動経費の一部を助成します。	200千円
複数戸法人支援事業	地域における中心的な経営体として農業生産力の維持と農業経営の効率化に取り組むため、複数の農業経営者で組織する農地所有適格法人の経営の早期安定を図るため、経費の一部を補助します。 ① 対象者（申請主体） 市内で営農する農業経営者が構成員である法人 ② 事業内容 交付対象者が新規事業や経営規模の拡大などに必要な資金の融資を対象とします。 ③ 支援内容 (1) 1件の融資額が500万円以上の新規融資を対象とします。 (2) 融資限度額は、5,000万円を上限として、限度額まで通算できるものとします。 (3) 補助金額は対象経費のうち融資に係る利息の2分の1で、年利1.5%を上限とします。 (4) 補助期間は開始から3か年とします。	
法人設立支援事業	農業者が農業生産力の維持と農業経営の効率化等に取り組む、地域の中心的経営体となることを目指し、複数の農業経営者で組織する農地適格法人の育成のため、法人設立に係る経費の一部を補助します。 ① 対象者（申請主体） 市内で営農する複数の農業経営者で構成される法人設立に取り組むもの ② 事業内容 (1) 将来法人化を目指す農業者を対象に取り組まれる視察・研修会等の開催又は、参加の取組みに支援します。 (2) 複数戸法人設立に向けた研修・視察や専門家による相談支援等に支援します。 ③ 支援内容 (1) に対しての取組みは費用の2分の1以内（交付限度額1人3万円） (2) に対しての取組みは費用の3分の2以内（交付限度額基本額20万に法人構成員となる農業経営者1当たり5万円を加えた額）	250千円

項目	施策内容	8年度予算																				
農村女性活動支援事業	①現に農業に従事している女性農業者を対象に大型特殊自動車免許取得・フォークリフト運転技能講習経費を助成します。 (5万円限度 補助率1/2以内)	50千円																				
農村青年活動支援事業	農業従事者の高齢化や農家子弟の就農が減少する中、農村青少年の組織化された団体を対象に、その自主的活動を助長し、地域農業の活性化と農業後継者の育成確保を図るために助成します。 ※名寄市4Hクラブ・風連町アグリエイトクラブ	50千円																				
農業後継者支援事業	後継者の就農による規模拡大や収益性の向上等、経営継承に向けて経営の発展に係る取組に対して次の助成を行います。 <table border="1" data-bbox="331 909 1169 1615"> <thead> <tr> <th>補助金等名</th> <th>対象経費</th> <th>補助金等の額の上限等</th> <th>補助等の回数又は期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・生産支援助成金</td> <td>(1) 後継者の就農に伴う規模拡大や経営の多角化に必要な施設、機械の導入に係る経費 (2) 収益性の向上に向け3年後を目標として農業所得を5%以上向上する事業計画を策定し、その計画達成のために行う事業 (3) 作業効率の向上・作業の省力化の取り組みに係る経費</td> <td>100万円 補助率1/2以内</td> <td>就農後10年以内に1回限り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>技術習得を目的とした先進地視察研修等に係る経費</td> <td>10万円 補助率1/2以内</td> <td>就農後3年以内に1回限り</td> </tr> <tr> <td>免許取得支援助成金</td> <td>大特運転免許取得やフォークリフト運転技能講習に対する支援</td> <td>5万円 補助率1/2以内</td> <td>就農後5年以内</td> </tr> <tr> <td>先進技術免許支援</td> <td>ドローン免許(無人航空機操縦者技能証明)新規取得または更新に対する支援</td> <td>10万円 補助率1/2以内</td> <td>就農後10年以内に1回限り</td> </tr> </tbody> </table>	補助金等名	対象経費	補助金等の額の上限等	補助等の回数又は期間	研修・生産支援助成金	(1) 後継者の就農に伴う規模拡大や経営の多角化に必要な施設、機械の導入に係る経費 (2) 収益性の向上に向け3年後を目標として農業所得を5%以上向上する事業計画を策定し、その計画達成のために行う事業 (3) 作業効率の向上・作業の省力化の取り組みに係る経費	100万円 補助率1/2以内	就農後10年以内に1回限り		技術習得を目的とした先進地視察研修等に係る経費	10万円 補助率1/2以内	就農後3年以内に1回限り	免許取得支援助成金	大特運転免許取得やフォークリフト運転技能講習に対する支援	5万円 補助率1/2以内	就農後5年以内	先進技術免許支援	ドローン免許(無人航空機操縦者技能証明)新規取得または更新に対する支援	10万円 補助率1/2以内	就農後10年以内に1回限り	5,450千円
補助金等名	対象経費	補助金等の額の上限等	補助等の回数又は期間																			
研修・生産支援助成金	(1) 後継者の就農に伴う規模拡大や経営の多角化に必要な施設、機械の導入に係る経費 (2) 収益性の向上に向け3年後を目標として農業所得を5%以上向上する事業計画を策定し、その計画達成のために行う事業 (3) 作業効率の向上・作業の省力化の取り組みに係る経費	100万円 補助率1/2以内	就農後10年以内に1回限り																			
	技術習得を目的とした先進地視察研修等に係る経費	10万円 補助率1/2以内	就農後3年以内に1回限り																			
免許取得支援助成金	大特運転免許取得やフォークリフト運転技能講習に対する支援	5万円 補助率1/2以内	就農後5年以内																			
先進技術免許支援	ドローン免許(無人航空機操縦者技能証明)新規取得または更新に対する支援	10万円 補助率1/2以内	就農後10年以内に1回限り																			

項目	施策内容					8年度予算	
新規就農者 支援事業	新たに農業を営もうとする者に対して、新規就農者等の早期定着及び経営の安定を図るため、次の助成を行います。					6,564千円	
	補助金等名	対象経費	補助金等の額の 上限等	補助等の回数 又は期間	対象者		
	営農実習助 成金	(1)農業技術や農村生活取得に要する研修等に要する経費	1人当たり 年額10万円以内	研修開始から3 年以内	・新規就農予定者		
		(2)研修期間の生活に要する経費	1人当たり 月額12万5,000円				
		(3)研修期間の生活に要する家賃	月額3万円(同居の 扶養親族がいる場合 は月額5万円、国・道 の補助金を受けてい ない場合は1万円)				
	営農指導助 成金	新規就農予定者に対し、生産技 術、経営管理能力や農家生活等の 指導に要する経費	1人当たり 月額7万円以内	研修開始から3 年以内	・新規就農予定者 の受入農家又は 指導機関		
	経営準備支 援助成金	(1)経営開始時、就農準備や経営に 係る運転資金等に要する経費	1人当たり 月額10万円以内	就農から2年以 内	・新規就農者 ・独立就農者		
		(2)就農後の施設及び機械導入に要 する規則で定める経費	150万円 補助率1/2	就農から5年以 内に1回限り			
		(3)就農における種苗・肥料等	50万円 補助率2/3	就農から2年以 内			
		(4)取得後の農地の土壌改良に要す る経費	100万円 補助率2/3	就農から5年以 内に1回限り			
経営自立安 定補助金	(1)経営開始時から3年以内に規則 に定める事業で賃貸借により賃借 した農用地等の賃借料	年間賃貸料の1/2	借入年から 5年間	・新規就農者 ・独立就農者			
	(2)経営開始時から5年以内に規則 に定める事業で取得した農用地等 に係る固定資産税相当額	固定資産税相当額	賦課年から 3年間				
	(3)経営開始時から農用地等の取得 においては3年以内又は農地保有 合理化事業等においては5年以内 に規則に定める事業で借り入れた 農業関係制度資金の借入金	借入金の4/100 借入金の限度額 5,000万円	借入年から 5年間				
農用地取得 借入金償還 利子補給金	経営開始時から農用地等の取得 において3年以内又は農地保有合 理化事業等において5年以内に規 則に定める事業で借り入れた農業 関係制度資金借入金償還利子(借 入利率の1.0パーセント以上のも のに限る)	借入利率の1.0パー セント以内について 助成。借入金の限度 額5,000万円	償還年から 7年間	・新規就農者 ・独立就農者			
国等の補助金で同等のものを受給している場合など、対象とならない場合があります。							

項目	施策内容	8年度予算												
名寄市農業体験支援事業	<p>農作業や農村生活の体験を通じて、名寄市の環境を知っていただき、就農に関心をもってもらうことを目的に2泊3日の農業体験支援事業を実施します。</p> <p>*対象 新規就農を目指す、又は興味のある健康な方で、名寄市外に居住する18歳以上45歳までの方（配偶者含む）</p> <p>*受付期間 4月から10月末まで</p> <p>*実習期間 2泊3日（原則3日間）</p> <p>*支援内容</p> <p>(1) 市内の宿泊施設2泊分を提供</p> <p>(2) 実習奨励金として道内の方5,000円 道外の方15,000円（配偶者を伴って実習する場合は5,000円の加算があります。）</p> <p>(3) 体験実習期間中の傷害保険に加入</p>	384千円												
なよろ産業まつり	<p>名寄の産業を広く紹介し、農業・農村への理解を深めると共に地場製品の消費意識の向上による地産地消や食育の推進を図るため、「第48回なよろ産業まつり」を開催します。</p> <p>*開催予定 8月23日（日）</p>	1,520千円												
農産物簡易加工処理施設の利用促進	<p>地場農産物の高度利用による特産品の開発と付加価値の向上、地域住民の食生活の向上のため農産物簡易加工処理施設を設置しています。</p> <p>蒸し器、ライスボイラー、大釜、自動発酵器などの設備を備え、みそづくりやトマトジュースづくり、農産物加工教室などに活用されています。</p> <p>* 使用時間 午前9時～午後5時まで （土、日、祭日も使用可（12/28～1/3は休館））</p> <p>* 主な加工品 こうじ、豆腐、トマトジュース、みそ他</p> <p>○施設概要</p> <p>*グリーンハウス</p> <p>*設置年度 平成元年度</p> <p>*所在地 名寄市風連町仲町80番地2</p> <p>*使用料（消費税込み）</p> <table border="1" data-bbox="375 1384 1220 1505"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～13時</th> <th>13時～17時</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料金</td> <td>1,247円</td> <td>1,247円</td> <td>2,493円</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>623円</td> <td>623円</td> <td>1,247円</td> </tr> </tbody> </table>		9時～13時	13時～17時	全日	利用料金	1,247円	1,247円	2,493円	暖房料	623円	623円	1,247円	2,987千円
	9時～13時	13時～17時	全日											
利用料金	1,247円	1,247円	2,493円											
暖房料	623円	623円	1,247円											
グリーンツーリズム推進事業	<p>グリーンツーリズムの実現に向けた修学旅行生の受入れ、農業体験の受入れ等の取組に対して助成します。</p> <p>※名寄市グリーンツーリズム推進協議会</p>	30千円												

項目	施策内容				8年度予算
地産地消付加価値向上事業	<p>市民の農業・農村への理解の促進並びに農業経営の多角化を目的とした取組に対し助成します。</p> <p>※対象者 農業法人又は半数以上が農業者で構成する団体・グループ</p>				100千円
	補助対象事業	対象経費	補助率	限度額	
	地産地消の推進に資する事業	農畜産物直売所及びファームマーケットの開設に必要な施設、備品の設置に要する経費及び開設時のHP、広告、パンフレット作成等に要する経費	2分の1以内	300,000円	
	非農業者との交流に資する事業	観光農園、体験農場の開設及び開設時のHP、広告、パンフレット作製等に要する経費		ただし、調査・分析等に係る事業のみを実施する場合の限度額は100,000円とする。	
	農畜産物の付加価値向上に資する事業	名産農畜産物使用の加工場及びファームレストラン・カフェの開設並びにキッチンカー導入に必要な施設、備品及び開設時のHP、広告、パンフレット作成等に要する経費。ただし、キッチンカー導入の場合は車体が調理販売部分と一体化しておらず、けん引型となっている場合は車体は対象外とし、一体化している場合は調理販売部分を対象経費とする。			
前各号の取組みに不可欠な調査・分析等に係る事業	加工品の商品化に必要な調査、食品分析、検査等に要する経費				
6次産業化の推進	<p>意欲のある生産者が主体となって6次産業化に取り組めるよう、6次産業化支援対策について、情報の発信を行います。</p> <p>○食料産業・6次産業化交付金（推進事業・整備事業）</p> <p>多様な事業者が連携して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等の取組、地域ぐるみの6次産業化の取組に対する支援。</p>				—

項目	施策内容	8年度予算																				
環境保全型直接 支払交付金事業	<p>化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。</p> <p>①対象者（申請主体）</p> <p>(1) 農業者の組織する団体</p> <p>(2) 一定の条件を満たす、単独の農業者（市が特に認める場合）</p> <p>②農業者の要件</p> <p>(1) 主作物について販売することを目的に生産を行っていること</p> <p>(2) 国際水準GAPの内容に関する指導・研修等を受講したうえで、自らの営農に必要な取組・課題を選択し、その内容を実施すること。</p> <p>*支援対象活動と交付単価</p>	18,999千円																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="391 600 981 705">対 象 取 組</th> <th data-bbox="981 600 1189 705">交付単価 (国と地方合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 705 454 996" rowspan="5">全国 共通 取組</td> <td data-bbox="454 705 981 795">有機農業 (うち、そば等)</td> <td data-bbox="981 705 1189 795">14,000円～ 3,000円/10a</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 795 981 840">堆肥の施用</td> <td data-bbox="981 795 1189 840">3,600円 /10a</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 840 981 884">緑肥の施用</td> <td data-bbox="981 840 1189 884">5,000円/10a</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 884 981 952">総合防除 (うち、そば等)</td> <td data-bbox="981 884 1189 952">4,000円～ 2,000円/10a</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 952 981 996">炭の投入</td> <td data-bbox="981 952 1189 996">5,000円/10a</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 996 981 1075">地域特認取組（地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組）</td> <td data-bbox="981 996 1189 1075">4,000円～ 8,000円/10a</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1075 981 1153">取組拡大加算（農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動）</td> <td data-bbox="981 1075 1189 1153">新規取組面積 4,000円 /10a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="375 1153 1228 1225"> <p>(注) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		対 象 取 組		交付単価 (国と地方合計)	全国 共通 取組	有機農業 (うち、そば等)	14,000円～ 3,000円/10a	堆肥の施用	3,600円 /10a	緑肥の施用	5,000円/10a	総合防除 (うち、そば等)	4,000円～ 2,000円/10a	炭の投入	5,000円/10a	地域特認取組（地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組）	4,000円～ 8,000円/10a	取組拡大加算（農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動）	新規取組面積 4,000円 /10a	<p>(注) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。</p>	
	対 象 取 組		交付単価 (国と地方合計)																			
	全国 共通 取組		有機農業 (うち、そば等)	14,000円～ 3,000円/10a																		
			堆肥の施用	3,600円 /10a																		
			緑肥の施用	5,000円/10a																		
			総合防除 (うち、そば等)	4,000円～ 2,000円/10a																		
			炭の投入	5,000円/10a																		
地域特認取組（地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組）	4,000円～ 8,000円/10a																					
取組拡大加算（農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動）	新規取組面積 4,000円 /10a																					
<p>(注) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。</p>																						

項目	施策内容
「第2次名寄市農業・農村振興計画」の推進	<p>① 本計画～名寄市農業・農村のめざす姿と取組みの方向 平成29年3月策定（計画期間：平成29年度～令和8年度）</p> <p>② 後期実施計画 令和5年3月策定（計画期間：令和5年度～令和8年度） 《施策の体系》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 収益性の高い農業経営の確立</li> <li>(2) 多様で持続可能な農業経営の促進</li> <li>(3) 農業の担い手の育成と確保に向けて</li> <li>(4) 人と自然にやさしい農業の推進</li> <li>(5) 豊かさと活力ある農村の構築</li> </ol> <p>③ 営農類型～農業経営の基本指標（個別経営体15類型・組織経営体4類型）</p>
第4次名寄市食育推進計画」の推進	<p>令和5年3月策定（計画期間：令和5年度～令和9年度） 《計画の位置づけ》</p> <p>食育基本法に基づき、平成20年に5カ年計画の名寄市食育推進計画を策定し、令和4年度をもって3次計画が終了したことにより令和5年3月に第4次計画を策定、市民がより健康的な食習慣を身につけ、地域の食文化を大切にしつつ、健康の保持・増進を図るため、「健康増進計画」「農業・農村振興計画」「子ども・子育て支援事業計画」と連携し、総合的な食育を推進する。また、もち米等の産地ブランド化や農業体験・グリーンツーリズムなど名寄市特有の良さを前面に出した名寄らしい食育プランを推進します。</p> <p>令和7年度 計画中間年アンケートを実施しました。</p> <p>《テーマ》 「『実践』から『拡大』へ」</p> <p>《基本目標》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食育に関心を持とう、実践しよう</li> <li>(2) 朝食を毎日食べよう</li> <li>(3) 栄養バランスに配慮した食生活を実践しよう</li> <li>(4) 適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践しよう</li> <li>(5) 和食及び行事食を推進しよう</li> <li>(6) 食品の安全性について基礎的な知識を持とう</li> <li>(7) 地産地消を推進するとともに、食に関する感謝の念と理解を深めよう</li> <li>(8) 食品ロス削減のため意識して行動しよう</li> <li>(9) 様々な情報発信媒体を活用し、食について理解を深めよう</li> </ol>

## 地域計画について

近年、高齢化・人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

今後、効率的に農地を利用できるよう農地バンクを活用した農地の集約化や農地の担い手を明らかにすることで放棄地を減少させる等を目標に令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正がされ、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の作成が法定化されました。

### ①地域計画は、地域における農業の将来の在り方と受け手の確保を目的としたものです。

\*集落・地域における話し合いによって、

- (1) 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- (2) 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）などを決めていただきます。
- (3) 地域の農地を誰が利用し、どのようにまとめていくか
- (4) 地域農業をどのように維持・発展させていくか

### ②地域計画の策定地域において、受けられる支援やメリット。

地域計画の実現に向けた支援・取り組みとして、地域計画において農業を担う者として位置づけられることで下記の支援対象者となることができます。

- (1) 農地バンクへの賃借・農作業受委託により、農地集積・集約化に取り組む地域の支援として所有する農地全てを農地バンクに貸付けた場合は固定資産税を1/2に軽減等を受けることができます。
- (2) 地域計画の目標地図に位置付けられた方は農地利用効率化等支援事業や強い農業づくり総合支援交付金等の各種補助事業で優先的に支援を受けることができます。

### ③地域計画は、随時、見直すことができます。

地域計画は、地域農業を将来へ継続させていくために、地域で話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代に引き継いでいくことが目的です。下記の事項等で変更があった場合に地域協議を行い、順次見直していくことができます。

- (1) 新規就農者や集落営農・法人を立ち上げ等、中心となる経営体が増えるとき
- (2) 引退を決意し、農地集積協力金の活用を検討されるとき
- (3) 農地の担い手を変更するとき

名寄市では地域協議や名寄市農業振興対策協議会で設置する「地域計画検討会」等により、今後も必要に応じ、各地域での話し合いや検討を経て、計画の更新、充実に取り組んでまいります。

## 国等の支援事業

### ◎新規就農者育成総合対策

#### 【経営発展支援事業】

◇就農後の経営発展のために、道が機械・施設等の導入を支援する場合、道の支援分の2倍を国が支援

(対象者) 45歳以下で令和7年度又は8年度中に新たに農業経営を開始する「認定新規就農者」であって、都道府県から支援を受けるもの。

市町村が作成する人・農地プランに位置付けられている、または位置づけられることが確実な方

(補助率) 国1/2、道1/4、本人1/4

(支援額) 補助対象事業費 上限500万円

(対象経費) 機械(軽トラは除く)・施設・家畜導入・果樹・改植、機械リース料等

- 1 取り組み計画に応じた事業採択方式。
- 2 農業で生計が成り立つ計画(親元就農は、継承する経営を売上1割増等の経営発展の計画)
- 3 初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていること など

#### 給付対象の特例

- (1) 夫婦ともに就農する場合、要件を満たしたときは1.5を乗じて得た額を上限とする。
- (2) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、それぞれが支援額の上限額適用とする。

#### 【経営開始資金】(旧農業次世代人材投資資金(経営開始型))

(支援金) 13.75万円/月(160万円) 最長3年間

(対象者)

- ①独立・自営就農時の年齢が、45歳以下であり、次世代を担う農業者となることに強い意欲がある。
- ②独立・自営就農であること

自ら作成した経営開始計画に則して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ・自ら農地の所有権もしくは利用権(外部からの貸借が主)を有している。
  - ・主要な機械・施設を自ら所有・貸借しており、本人名義で生産物を出荷・取引している など
- ※前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

- ③経営開始計画が以下の基準に適合していること

(1) 独立・自営就農5年後には農業(自ら生産に係る農産物を使った関連事業<農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等>も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画である。

- ④市町村が作成する地域計画に位置付けられていること、または位置づけられることが確実な方
- ⑤生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないことなど

#### 給付対象の特例

- (1) 夫婦ともに就農する場合、要件を満たしたときは1.5人分を給付する。
- (2) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。

#### 給付停止

- (1) 農業経営を中止・休止したとき
- (2) 給付金を除いた世帯全体の所得の合計が600万円を超えた場合
- (3) 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合など ※返還要件あり

#### 【経営継承・発展等支援事業】

◇経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援するもの。

(対象者) 地域農業の中心経営体等の先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者であって、以下のすべての要件を満たしているもの

- 1 経営発展計画(経営発展に向けた取組内容、成果目標等を記載)を策定している
- 2 令和7年1月1日から経営発展計画の提出時まで経営に関する主宰権の移譲を受けている
- 3 後継者の名義で税務申告等を行っている
- 4 青色申告者である
- 5 家族農業経営である場合にあっては、経営継承後に家族経営協定を書面で締結している など

(補助率) 国1/2、市1/2 (支援額) 補助対象事業費 上限100万円

(対象経費) 専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

### 【雇用就農資金】(旧：農の雇用事業)

(対象者) 49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関  
(支援額) 最大60万円/年 (最長4年間)  
(補助率) 国10/10  
(問い合わせ) 北海道農業会議 011-281-6761

▼上記事業は予算の範囲内において計画を審査のうえ採択されます。申請いただいたとしても要件やポイントなどで必ず支援を受けられるものではありません。

### ■■■第三者農業経営継承について■■■

全国的に、後継者がいないまま、規模縮小やリタイアする農業者は毎年相当数にのぼり、その中には優れた経営をしている方も少なくない状況です。

一方、農家子弟ではなくとも、農業を始めたいという方が年々増加傾向にあります。新規参入には一定の資金や経験、農地や住居の確保と言った課題があります。

「第三者農業経営継承」とは、移譲希望者の農地・施設・機械等の有形資産と技術・ノウハウなどの無形資産を家族以外の継承希望者に受け渡すことを通して、経営を有償譲渡する手法です。第三者経営継承は、次世代に資産を引き継ぐことで農業経営が継続されるとともに、地域のコミュニティを維持することにも大きく貢献することが期待されます。

北海道農業公社では、新規就農を目指す方が、いつでも閲覧できるよう、登録した経営移譲希望農家をHPで公開しています。

経営移譲を希望される方や登録を検討している方は、名寄市経済部農政係までご相談ください。

### ◎農地中間管理事業 機構集積協力金

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費に対して機構集積協力金が支払われます。

#### (1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付。

#### (2) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付。

#### (3) 農地整備・集約協力金交付事業

農地耕作条件改善事業の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、当該農地耕作条件改善事業の事業実施主体に対して、協力金を交付。

農地中間管理機構と機構集積協力金の詳細はこちらをご覧ください。

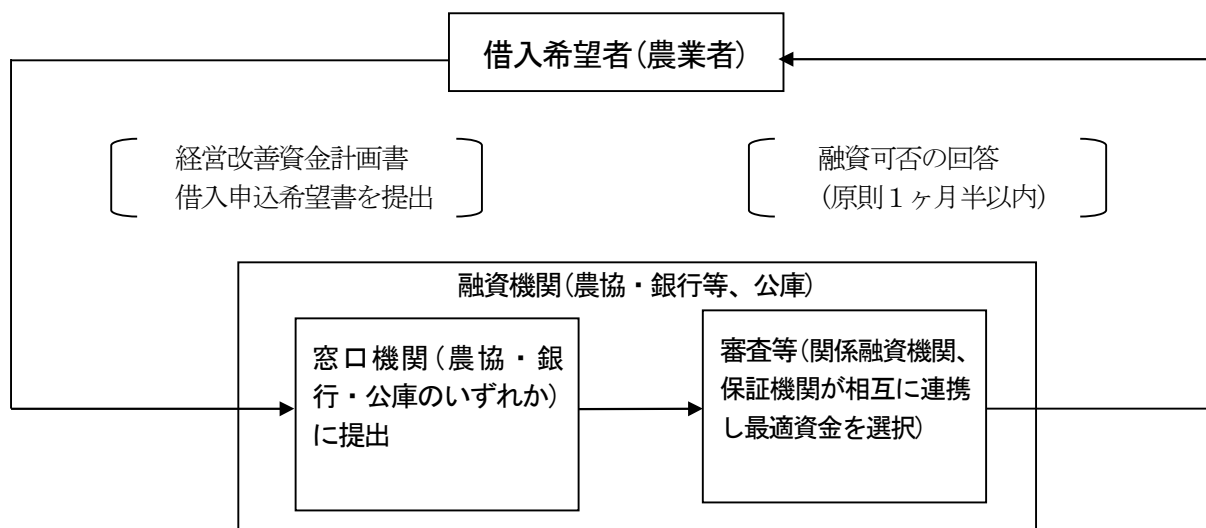


<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

(2) 農村振興係

項目	施策内容	8年度予算
生育被害等営農支援事業利子補給	平成30年度の低温及び日照不足による農業被害農業被害を補い経営再生につなげる支援資金に対して利子補給を行う。 *利子補給期間 令和元年度～令和10年度 *貸付利率 1.0% *利子補給率 1.0% *実質金利 0.0%	12千円
担い手支援事業	既往農業負債の借換え並びに借換えに必要な費用に対する支援資金に対して利子補給を行う。 *利子補給期間 25年以内 *貸付利率 2.0% *利子補給率 0.2% *実質金利 1.8%	286千円
農業経営基盤強化資金利子補給事業(道・市費補助事業)	経営感覚に優れた効率的、かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者が計画に即した経営改善を図るために借り入れた農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)に対し、道及び市で利子補給を行う。 *利子補給割合 4/5(2%を上限、国) 1/5(道・市)	864千円

認定農業者・担い手向けの農業制度資金		
資金名	融資機関	資金の用途
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農協等民間金融機関 日本政策金融公庫	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 * 償還期限・・・25年以内 * 金利・・・1.75%～2.60% * 融資限度額・・・個人3億円 法人10億円  金利はR8.4.20現在
農業改良資金	農協等民間金融機関 日本政策金融公庫	・農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等 ・農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 ・米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等 ・六次産業化法の認定を受けた農業者等 ・みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 ・持続農業法の廃止前に認定導入計画の認定を受けた農業者等 * 償還期限・・・12年以内(据置3～5年以内) * 金利・・・無利子 * 融資限度額・・・個人5,000万円 (法人1億5,000万円)



項目	施策内容	8年度予算
中山間地域等直接支払交付金	<p>耕作放棄地等の増加により、農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念される中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するため、協定を結んだ集落に交付金を交付する。</p> <p>*交付割合 国 1/2 道 1/4 市 1/4</p> <p>*対象集落協定参加農家(市内全域)</p> <p>昨年までの対象集落協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄地域集落 242人(法人含む)</li> <li>・風連地域集落 538人(法人含む)</li> </ul> <p>※事業年度 令和7年度～令和11年度</p>	86,418千円
多面的機能支払交付金	<p>地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。</p> <p>①農地維持支払</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動</li> <li>・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想作成</li> </ul> <p>②資源向上支払</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の資質向上を図る共同活動(水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等)</li> </ul> <p>*交付割合</p> <p>農地維持支払及び資源向上支払(施設の長寿命化を除く)</p> <p>国 1/2 道 1/4 市 1/4</p> <p>資源向上支払(施設の長寿命化)</p> <p>国 1/3 道・市 1/6 地元 1/3</p> <p>*交付先</p> <p>国・道・市からの交付金を市を經由して活動組織に交付される。</p> <p>*活動組織数 農地維持・資源向上 9組織</p> <p>※事業年度 令和6年度～令和10年度</p>	198,658千円

## 令和8年度 中山間地域等直接支払交付金制度の概要

名寄地域集落	風連地域集落
<p>①農業生産活動</p> <p>(1)農用地法面等の保全管理</p> <p>(2)農道草刈等清掃活動</p> <p>(3)水路泥上等清掃活動</p> <p>(4)有害鳥獣防止対策</p> <p style="padding-left: 20px;">*電牧柵の設置</p> <p style="padding-left: 20px;">*箱罟導入</p> <p style="padding-left: 20px;">*捕獲罟設置による鹿駆除</p> <p>②多面的機能を増進する活動</p> <p>(1)集落会館の清掃・改修</p> <p>③生産性・収益性の向上活動</p> <p>(1)農地の地力向上</p> <p>(2)農業機械の共同利用</p> <p>(3)融雪剤の共同散布</p> <p>(4)薬用作物定着推進事業</p> <p>(5)ICT 農業推進事業</p> <p>④担い手の定着活動</p> <p>(1)農業研修・販売促進活動支援</p> <p>(2)酪農ヘルパー利用推進</p>	<p>①農業生産活動</p> <p>(1)農用地法面等の保全管理</p> <p>(2)農道草刈等清掃活動</p> <p>(3)集落内水路の点検清掃活動</p> <p>(4)有害鳥獣害防止対策</p> <p style="padding-left: 20px;">*電牧柵の設置</p> <p style="padding-left: 20px;">*箱罟導入</p> <p style="padding-left: 20px;">*鹿ソニック導入</p> <p style="padding-left: 20px;">*狩猟免許取得の推進</p> <p>②多面的機能を増進する活動</p> <p>(1)集落会館の清掃・改修</p> <p>③生産性・収益性の向上活動</p> <p>(1)作業受委託の推進</p> <p>(2)クリーン農業の推進</p> <p>(3)米産地強化対策</p> <p>(4)小規模土地改良事業</p> <p>(5)薬用作物定着推進事業</p> <p>(6)ICT 農業推進事業</p> <p>④担い手の定着活動</p> <p>(1)農業研修・販売促進活動支援</p> <p>(2)酪農ヘルパー利用増進</p> <p>(3)地域文化の伝承活動</p>

## 多面的機能支払交付金の概要

- ① 対象施設 農用地（田、畑、草地）、開水路（用水路、排水路）、農道、パイプライン
- ② 対象活動 上記施設に係る施設の保全及び農村環境の維持・資源向上活動
- ③ 交付対象 農地維持・資源向上活動を実施する活動組織を対象
- ④ 活動組織 名寄市資源保全広域協定  
**【協定参加組織】**  
 風連西資源保全活動組織、風連南資源保全活動組織、風連日進資源保全活動組織、中央資源保全活動組織、名風資源保全活動組織、名寄西資源保全活動組織、名寄東資源保全活動組織、ピヤシリ資源保全活動組織、  
 智恵文地域農地・水・環境保全組織
- ⑤ 特徴的な活動 景観形成のための施設への植栽（風連西、ピヤシリの2組織）  
 景観作物の作付け（智恵文地域農地・水・環境保全組織）  
 施設の定期的な巡回・清掃（名寄東、智恵文の2組織）

項 目	施 策 内 容
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく計画変更等許可申請	<p>農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の除外（編入）等手続き 農振農用地区域の変更又は除外を検討している方は、お早めにご相談ください。</p> <p>①重要変更～農振農用地を農用地以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合 （例：農地及び農業用施設用地に住宅を建設する場合。山林・原野に植林する場合など） *除外にあたっての6要件  (1) 農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること。  (2) 地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないこと。  (3) 農用地の集団化、作業の効率化等、土地の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。  (4) 農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。  (5) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。  (6) 国等の土地改良事業等が完了して8年を経過していること。</p> <p>②軽微変更～次の(1)から(4)の場合で、農振農用地を用途変更する場合  (1) 地域の名称・地番の変更に伴う変更  (2) 農用地区域内の土地の権利者が自ら農業用施設の用に供する場合  (3) 土地収用法第26条第1項などの告示があり、その事業に供する場合  (4) 用途区分の変更で1haを超えない場合（農舎・格納庫の建設等で1haを超えると重要変更になります）  *軽微変更を行っても、農振農用地であることに変わりありませんが、農地法で定義する「農地」でなくなるため農地転用の必要があります。</p> <p>※重要変更の場合、縦覧期間（15日）＋異議申立期間（15日）を設けることから、その期間は、他の手続きができませんので余裕をもって申請をしてください。</p>

(3) 畜産係

項目	施策内容	8年度予算
家畜防疫事業	家畜の伝染性疾病の発生予防及び家畜伝染病のまん延防止を効果的かつ効率的に実施するため、各種予防接種の実施、特定疾病の定期的検査、家畜防疫の啓発活動を関係機関による連携の下組織的に取り組み、衛生管理技術の向上を図ります。 *定期予防注射の実施等 *名寄市家畜自衛防疫組合	400 千円
畜産振興事業	家畜の生産・育成・管理技術等の向上を目的として研修会の開催・研究発表等を実施し、経営の合理化の促進、会員相互の親睦、連絡調整を行う。	75 千円
乳牛検定事業	乳牛及び、牛群の能力、乳質飼料効率等を把握し、牛群の改良、飼養管理技術の改善によって経営の合理化と優良牛の確保を図り酪農経営の安定を推進します。 *名寄市乳牛検定組合	150 千円
酪農ヘルパー事業	近代的酪農経営進展のために定期的な休暇を設け、心身の静養を図り、ゆとりと潤いのある生活を目指し、冠婚葬祭、突発的用務、事故、疾病等の場合の労働力を充足することにより、経営の安定と生活の向上を目的として事業を行います。 *道北なよろ酪農ヘルパー利用組合	1, 170 千円
大型畜産施設整備促進事業	規模拡大に伴う一事業又は年間の畜産施設投資額が 1,000 万円以上となった場合の固定資産税（家屋）の助成を行います。 1 年目 固定資産税相当額の 1/2 × 100/100 2 年目 固定資産税相当額の 1/2 × 65/100 3 年目 固定資産税相当額の 1/2 × 35/100	481 千円
項目	施策内容	8年度予算
大家畜特別支援資金利子補給事業	大家畜経営農家の経営改善に必要な負債整理資金の借入者に対し道と市と農協で利子補給を行います。 *貸付利率：1.8%以内 *利子補給率：道 0.12%、市 0.06%、農 0.06%	30 千円
畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	大家畜経営農家既借入資金を低利長期資金に借換えし、それに対して利子補給を行います。H21・22 年度実施。 *貸付利率：1.8%以内 *利子補給率：道 0.12%、市 0.06%、農 0.06%	13 千円

<p>公共牧場の管理運営</p>	<p>家畜飼養農家の労働負担の軽減と優良育成牛の確保を図るため牧場を開放して、名寄牧場及び母子里牧場、それぞれをらくみらんど株式会社が指定管理者となり、管理運営を行っています。</p> <p>*名寄市牧場利用料金</p> <table border="0"> <tr> <td>牛</td> <td>1日1頭</td> <td>234円</td> </tr> <tr> <td>馬</td> <td>1日1頭</td> <td>234円</td> </tr> <tr> <td>馬 親子</td> <td>1日1組</td> <td>234円</td> </tr> <tr> <td>捕獲料（回数関係なく）</td> <td>1頭</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>採草地使用料</td> <td>10a 当たり</td> <td>1,568円</td> </tr> </table>	牛	1日1頭	234円	馬	1日1頭	234円	馬 親子	1日1組	234円	捕獲料（回数関係なく）	1頭	3,300円	採草地使用料	10a 当たり	1,568円	<p>16,392千円</p> <p>指定管理料 16,000千円</p> <p>修繕料 100千円</p> <p>使用料及び賃貸料 292千円</p>
牛	1日1頭	234円															
馬	1日1頭	234円															
馬 親子	1日1組	234円															
捕獲料（回数関係なく）	1頭	3,300円															
採草地使用料	10a 当たり	1,568円															
<p>名寄市立食肉センターの管理運営</p>	<p>広域の公設食肉センターとしての役割を担うとともに、地域産業の振興及び畜産の振興を図るために、市立食肉センターを開設して、マルハニチロ畜産株式会社が指定管理者となり、管理運営を行っています。</p>	<p>55,898千円</p> <p>管理費 151千円</p> <p>長期償還金 55,747千円</p>															

(4) 農業振興係 (名寄市農業振興センター)

項 目	施 策 内 容	8年度予算																					
農業振興センター	<p>名寄市においては、本市農業が基幹産業として安定的に発展していくため、コストの低減と消費者ニーズに即した良質で安全な農産物の供給が求められており、農業技術・土地利用の高度化及び名寄市の戦略作物（高収益性作物）の設定と、その生産技術の確立を図るため、普及事業及び情報提供の一層の充実が求められています。</p> <p>このような観点から、関係機関・農業者が一体となって、農業技術の開発研究及び普及を図る営農技術指導体制を整備し、強い体質の農業を目指すため「農業振興センター」を設置しております。</p> <p>(1) 農業技術指導体制の確立 本施設で得られた営農技術や生産力向上への情報伝達について J A・普及センター等関係機関と連携し、農業者や J A各生産部会へ適切に伝えることで営農技術の普及向上を目指し取り組みます。</p> <p>(2) 地域適応試験及び実証展示圃の設置 新品種・新技術・技術改良などの各種試験展示圃の設置、産地形成に向けた作付け誘導を図るための栽培技術の実証試験、並びに技術指導の実践圃場として活用します。</p> <p>主な課題として、有機物資材を使用した施肥の検討、農家圃場での施肥比較試験、薬用作物の栽培等の試験に取り組みます。</p> <p>(3) アスパラ大苗供給事業 名寄地域の特産であるアスパラ栽培面積の維持拡大を目的として、J A道北なよろの振興計画と連動し、市と J Aで費用負担して農業振興センターで育苗したアスパラ大苗を、とりまとめ数に基づいて生産者に供給します。</p> <p>(4) 組織培養事業 茎頂培養の技術習得を行い、茎頂培養技術を活用した優良種苗（薬用作物等）の増殖と供給を行います。</p> <p>(5) 土壌分析事業 土づくり推進と平行して、土壌診断システムを活用し計画的に土壌傾向を把握することで、効率的な施肥改善の指導を行います。 【土壌分析手数料(令和2年4月1日改定)】&lt;単位:円/1点当り&gt;</p> <table border="1" data-bbox="480 1368 1238 1771"> <thead> <tr> <th>分析種類</th> <th>分析項目</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易分析</td> <td>pH・EC</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>一般分析</td> <td>pH・EC・石灰・苦土・加里・リン酸・リン酸吸収係数・CEC</td> <td>524</td> </tr> <tr> <td>総合分析</td> <td>一般分析に加えて、窒素・ホウ素・銅・亜鉛・マンガン</td> <td>1,886</td> </tr> <tr> <td>窒素分析</td> <td>可給態窒素・硝酸態窒素</td> <td>838</td> </tr> <tr> <td>堆肥分析</td> <td>pH・EC・窒素・炭素・C/N比</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>一般診断+窒素分析 (農業者グループなど)</td> <td>1,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 農業者の研修・情報提供 J A道北なよろ組織内の各生産部会及び生産組合・研究会などの研修情報並びに農業技術等の情報提供、さらに、一般の園芸作物技術相談について適宜対応します。</p>	分析種類	分析項目	手数料	簡易分析	pH・EC	52	一般分析	pH・EC・石灰・苦土・加里・リン酸・リン酸吸収係数・CEC	524	総合分析	一般分析に加えて、窒素・ホウ素・銅・亜鉛・マンガン	1,886	窒素分析	可給態窒素・硝酸態窒素	838	堆肥分析	pH・EC・窒素・炭素・C/N比	1,048	その他	一般診断+窒素分析 (農業者グループなど)	1,048	46,933 千円
分析種類	分析項目	手数料																					
簡易分析	pH・EC	52																					
一般分析	pH・EC・石灰・苦土・加里・リン酸・リン酸吸収係数・CEC	524																					
総合分析	一般分析に加えて、窒素・ホウ素・銅・亜鉛・マンガン	1,886																					
窒素分析	可給態窒素・硝酸態窒素	838																					
堆肥分析	pH・EC・窒素・炭素・C/N比	1,048																					
その他	一般診断+窒素分析 (農業者グループなど)	1,048																					
薬用作物推進事業	<p>市内の薬用作物の生産者組織に対し、研修・講習会、試験栽培などの普及活動や、栽培出荷に関する労働力軽減への取り組みに対して助成し、薬用作物栽培の普及と情報共有を図ります。</p>	2,600 千円																					

令和8年度 名寄市農業振興センター事業計画

作物・事業名	課題	目的・試験内容等	備考
水 稲	優良品種決定現地試験 (上川農試委託)	有望系統の名寄地域における 適応性検討	品種：はくちょう、風の子、きたふくもち 上育糯 490 号 (試験系統)
	施肥比較試験	亜リン酸、アヅミン含有肥料を 施用した場合の生育比較調査	水稲 400(亜リン酸入り) 他 (生産者圃場を中心に実施)
春 小 麦	優良品種決定現地試験 (上川農試委託)	有望系統の名寄地域における 適応性検討	品種：春よ恋、北見春 88 号
グリーン アスパラ	アスパラ大苗の提供	JA の振興計画と連動したアスパラ 栽培面積の維持拡大事業	前年取りまとめに基づき 6 月に大苗提供 【 R8 春 供給予定数 】 ガインム：60,452 鉢、ウェルム AT：11,005 鉢
薬用作物	カノコソウ 栽培法試験 (10 年目)	当地におけるカノコソウ収量増加 を目的とした栽培法の検証	資材施用等による栽培法比較 減収要因であるセンチウ対策等
	カノコソウ種苗 (親株) 供給	カノコソウの優良種苗の供給	取りまとめに基づき秋掘・鉢上し R8 春供給 培養由来苗の供給へ向けた取組
施肥比較	有機物資材利用施肥 生育比較【4 年目】	化学肥料高騰及び持続的農業への 取組に対応した化学肥料使用量 低減の検証	化学肥料を有機物資材 (堆肥・ペレット肥料等) と置き換えた場合の作物生育比較 (水稲・南瓜・スイートコーン 等)
土壌診断	窒素分析の推進	土壌窒素診断の普及による総合的 な土づくり施肥指導の確立	一般分析、窒素分析による詳細な施肥設計を 推進し、低コスト化と高品質化を図る
資材比較	微生物資材施用 生育比較【2 年目】	収量向上を目的とした微生物資材 使用による比較試験	使用資材：マイコス 微生物資材施用時の作物生育比較 (南瓜・スイートコーン等)
組織培養	優良種苗供給	バイオテクノロジーを活用し、 優良種苗を供給	生産部会と連携 (カノコソウ)
そ の 他	実証・展示など	小果樹等	ブルーベリー、ハスカップ等
		種子発芽率調査 (JA より依頼)	スイートコーン、水稲などのシーズン前発芽率調査
		薬用作物	ゲンチアナ 等
	巡回指導・栽培技術 情報提供の実施	関係機関と連携し、基本技術の 確認と励行を図る	新規就農者を中心に巡回指導を実施 アスパラ新規 (植替) 定植者を対象とした 定植時までの管理等の基本技術確認
各種情報提供	名寄における農業への提案として、 各テーマについて情報提供を行う	・気象変化に強い土づくりへの取組	

2 耕地林務課所管

(1) 林務係

項 目		施 策 内 容	8年度予算	
森 林 環 境 譲 与 税 活 用 事 業	豊かな森づくり推進事業費	森づくりの方向を、今までの「木材生産を重視した造林」から「森林の公益的機能を重視した造林」へと誘導し、北国らしい多様な森林づくりを推進することを目的として補助を行います。森林所有者が造林する場合、公共造林補助金（標準経費の68%）と併用することにより原則6%で植林できます。 ※道、市補助率 26%（道16%、市10%） 植林実施予定面積：60ha	13,000千円 （うち、道補助8,000千円）	
	担 い 手 対 策 事 業 費	森林整備担い手対策推進事業負担金	*人材育成・担い手確保 森林作業員の就労の長期化・安定化さらには、就労条件の改善を図り、林業労働力の確保を推進します。 ※65歳以下対象 対象者：3事業所・18名	429千円
		負担金補助及び交付金	*人材育成・担い手確保 市内林業事業者が専門的かつ質の高い人材を育成するため、森林作業に必要な免許等取得助成金や新規就労者を確保するため就業奨励金を支給した場合、その一部に対して助成を行います。  *北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金 50千円 *林業担い手確保・育成支援事業補助金 1,083千円 (1) 林業従事者資格取得支援事業：165千円（4種類・7名） (2) 林業事業者就業支援助成金：400千円（2名） (3) 振動病健康診断事業助成金：207千円 (4) 蜂アレルギー災害未然防止対策事業助成金：116千円 (5) 労働環境改善対策事業助成金：195千円	1,133千円
	林 業 振 興 一 般 行 政 経 費	負担金補助及び交付金	*木材利用 木材利用の促進や継続的に適切な森林整備が図られるよう私有林などの森林認証負担金の1/2を助成します。  *上川森林認証協議会負担金 271千円	271千円
		委託料	*森林整備  *森林GIS・林地台帳システム更新・保守委託料 220千円 *林道草刈業務委託料 4,985千円	5,205千円
		需用費	*森林整備  *林道修繕料 2,277千円	2,277千円
		役務費	*森林整備  *森林統合クラウドシステム回線使用料 82千円	82千円

項 目		施 策 内 容	8年度予算
森林環境譲与税活用事業	林業振興一般行政経費	<p><u>*普及啓発</u> 森林の公益的役割等について市民の理解を深めるため、市民団体と連携して市民植樹会を開催します。</p> <p><u>*消耗品（維持管理、記念品）</u> 150千円 <u>*役務費（作業手数料）</u> 28千円 <u>*植樹材料費</u> 237千円</p>	415千円
	私有林森林整備等事業補助金	<p><u>*森林整備</u> 森林経営計画に基づき、公共補助事業（68%補助）などで実施する森林施業に対して市単独補助を行い、森林所有者の負担軽減を図るとともに森林整備を推進します。</p> <p><u>*森林整備事業（公共補助同率68%）</u> 間伐 50ha 11,500千円</p> <p><u>*除間伐推進事業（事業費の16%）</u> 切捨間伐 44ha 660千円 (10千円/ha) 搬出間伐 100ha 1,000千円</p> <p><u>*鳥獣被害防止推進事業（公共補助などを除く全額）</u> 野そ駆除へり散布 400ha 921千円</p> <p><u>*保育推進事業（事業費の16%）</u> 下刈り 180ha 4,050千円 枝打ち 3ha 213千円</p> <p><u>*秋期植栽根踏み推進事業（11.5千円/ha）</u> 前年度秋期植栽面積 51ha 587千円</p> <p><u>*森林作業道維持補修事業（事業費の1/2以内）</u> 延長 2,200m 2,200千円</p>	21,131千円
	森林経営管理制度推進業務委託料	<p><u>*森林整備</u> 未整備森林の解消を効率的に進めるため、林相区分図の作成や施業優先度の評価、森林整備のロードマップの作成等の業務を委託する。</p> <p><u>*森林経営管理制度推進業務委託料</u> 2,200千円</p>	2,200千円
	林業機械等導入促進事業補助金	<p><u>*森林整備</u> 持続可能な森林整備と地域材の安定供給を目的として、林業機械等の導入に係る事業主負担の軽減を図ります。</p> <p><u>*林業機械等の導入・リース</u> 補助率：機械本体価格の1/4以内（新規・ICT3/10以内） 補助金限度額：7,000千円</p> <p><u>*スマート林業機器の導入</u> 補助率：機械本体価格の3/10以内 補助金限度額：2,000千円</p>	12,000千円

		森林整備等振興 基金積立金	<u>*基金積立</u> 森林環境譲与税額から森林整備や担い手育成などの事業費を 差し引いた残りを基金へ積立てます  R8譲与額：48,754千円－50,143千円＝△1,389千円 (基金より繰入)	0千円
森林環境譲与税活用事業		合計	内訳 豊かな森：5,000千円 森林整備：42,895千円 人材育成：1,562千円 木材利用：271千円 普及啓発：415千円 <u>合計：50,143千円</u>	50,143千円

(2) 耕地係

項 目		事 業 内 容	R8年度/事業費
農 業 農 村	(継続) 道営 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)  ちえぶん地区	幹線排水路の改修および暗渠排水などの湿害対策を行い経営の安定と 営農作業の省力化を図る。 全体計画 実施期間 (H30～R8) 総事業費 (2,166,304千円) 事業工種 区画整理(整地工・暗渠・除礫)用排水施設 令和8年度 (令和7年度まで進捗率89.4%) 事業量 区画整理22.7ha (整地工A=0.2ha・暗渠A=15.5ha) 幹線排水路工L=318m(普通河川・報徳川改修)	全体 228,600 千円 R8一般 228,600 千円
	整 備 事 業	(継続) 国営 かんがい排水事業  風連多寄地区	排水路(真狩川)を整備することにより、農地の湛水被害の解消及び 維持管理の軽減を図り、農業生産の向上及び農業経営の安定に資するも のである。 全体計画 実施期間 (R5～R14) 総事業費 (5,000,000千円) 事業工種 排水路の新設・改修 L=5.2km 令和8年度 (令和7年度までの進捗率7.6%) 事業量 調査・設計一式 幹線排水路工L=256m(本線 79m・バイパス路線 177m)

令和8年度一般予算	428,600
<b>総事業費 2地区合計</b>	<b>428,600 千円</b>
	前年比 93.7%

整地工



暗渠排水



### 3 農業委員会所管

項 目	施 策 内 容
農地法等に基づく申請等の許可及び審査	<p>農業委員会は、総会を毎月月末に開催し、農地法及び農地中間管理事業法に基づき、農地の権利移動に関する案件について審査し、許可及び上申を行います。</p> <p>*令和7年度の許可及び審査の状況件数</p> <p>① 農地法第3条（農地の権利移動の制限→農業委員会の許可事項） 農地の売買、使用貸借等に関する申請、農地相続時の届出等 許可件数 34件</p> <p>② 農地法第4条（農地転用の制限→知事の許可事項） 農地の所有者が自ら農地を農地以外に転用して農家住宅や農業用施設等の敷地とする場合の申請 許可件数 5件</p> <p>③ 農地法第5条（農地転用のための権利移動の制限→知事の許可事項） 農地の所有者でない者が住宅他の構築物の建設に農地の売買や賃貸借をして転用する場合の申請（4haを超える場合は国との協議） 許可件数 3件</p> <p>④ 農地法第6条（農地所有適格法人の要件確認） 農地所有が認められる法人（令和8年3月末現在 44法人）</p>
農地中間管理事業	<p>農地中間管理事業法第18条及び名寄市農業経営基盤強化促進基本構想に基づき名寄市が作成する農用地利用集積等促進計画による売買、賃貸借、使用貸借等の計画案を審査します。</p> <p>令和7年度より「地域計画」の区域内の農用地等において、農地中間管理事業法による利用権設定等を行うことを積極的に促します。</p> <p>*令和7年度の農用地利用集積等促進計画案の件数 265件</p>
農地のあっせん及び利用調整	<p>認定農業者若しくは認定新規就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定新規就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めます。</p> <p>また、あっせんにおいて認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入れが特に必要であると認めるときは、適時判断をしていきます。</p> <p>*農地のあっせん実施件数は次のとおりです。 令和7年度のあっせん成立件数 名寄地区 24件（うち農地売買等事業（特例事業） 3件） 風連地区 30件（うち農地売買等事業（特例事業） 9件）</p>
農地等の利用の最適化の推進に関する指針の設定	<p>令和3年度から令和13年度までの農業委員会の活動の指針とする内容を設定し、効率の良い農地集積等の推進を目的とし農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。</p> <p>*指針の柱は次のとおり</p> <p>① 基本的な考え方 ② 遊休農地の発生防止・解消について ③ 担い手への農地利用の集積について 新規参入の促進について</p>

項目	施策内容
遊休農地対策及び農地パトロールの実施	<p>遊休農地化する可能性がある農地の早期発見及び利用状況調査に基づき、再生利用困難に区分される荒廃農地については、効果的、効率的な農地パトロールの実施により、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にしていきます。</p> <p>*令和7年度の農地パトロールの実施状況は次のとおり。</p> <p>① 農地パトロール実施期間 令和7年8月4日から 8月26日まで</p> <p>② 実施した農業委員人員 27人</p> <p>③ 令和7年度 非農地認定 109筆 12.7ha</p>
農業者年金に関する審査及び進達	<p>農業委員会は担い手の育成、確保対策の一環として認定農業者等への加入の働きかけ、農業後継者対策の推進を図ります。</p> <p>*農業者年金制度について</p> <p>① 政策支援・・・同一経営内の夫婦、親子など複数の人も同時に政策支援（保険料の国庫助成）が受けられます。</p> <p>② 受給要件・・・基本は65歳からですが希望により60歳より繰上げ可能です。</p> <p>③ 死亡一時金・・・年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡一時金を遺族が受け取れます。</p> <p>④ 加入要件・・・農業に従事する方は誰でも加入できます。 (所得が900万円未満、青色申告者もしくは認定農業者など、いくつか加入要件があります。)</p> <p>⑤ 保険料・・・基本額は20,000円ですが、自由に選択でき最大67,000円（月額）まで可能です。</p> <p>⑥ 税制の優遇・保険料は全額社会保険料控除の対象となります。</p> <p>⑦ 令和7年度受給等の状況(令和8年3月末現在)</p> <p>*旧年金老齢農業者年金受給者 280人 (うち経営移譲年金受給者 126人)</p> <p>*新年金老齢農業者年金受給者 156名</p> <p>*令和7年度現況届提出者数 327件</p>
農地利用最適化推進施策に関する意見書提出	<p>令和8年度に国及び道等が推進する農業・農村整備の推進、農業担い手の育成・確保及び食育・地産地消の各施策について、引き続き要望活動を行います。</p>
「全国農地ナビ」への対応	<p>デジタル地図の運用開始に伴い、農地台帳の根拠となる「全国農地ナビ」及び「農地情報公開システム」への対応を推進し、農業者への効果的・効率的な情報を提供します。</p> <p>*予定される主なサービス等</p> <p>① 農地情報の効果的利用、公開及び農地情報の一元化</p> <p>② 農地関係行政手続のオンライン申請等の推進</p>
「名寄市農業委員会だより」の発行	<p>農業者に「名寄市農業委員会だより」を発行します。</p> <p>*令和8年1月1日発行の内容は次のとおり</p> <p>P1～2 表紙・新年を迎えて</p> <p>P4 農地の参考賃借料</p> <p>P5 令和6年度農地移動実績について</p> <p>P6 第3者経営継承について</p>

令和7年8月に実施した農地パトロール

